平成２３年（フ）第２８４号
静岡市葵区春日３丁目２番410号
債務者　氷室　和範
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３２号
岡山県赤磐市周匝526番地
債務者　山名　博文
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２号
岡山県玉野市八浜町大崎457番地11
債務者　相賀　幸江
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３号
長崎県佐世保市常盤町９番13号　アネックスビル401、旧住所長崎県佐世保市潮見町18番９号
債務者　東島　浩之
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
青森市千刈１丁目10番28号
債務者　原　　吉徳
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字後萢51番地８
債務者　福崎　尚武
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
青森市大字駒込字月見野299番地38
債務者　山上久仁子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
青森県むつ市横迎町１丁目15番20号　菊池アパート
債務者　笠井　和子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
長崎県佐世保市横尾町120番地30
債務者　里村ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
東京都小金井市梶野町４丁目７番19号アマミ・ハイツＢ３
債務者　大町　　勇
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３０７号
さいたま市北区宮原町３丁目376番地１
破産者　株式会社ビーンズホールディングス
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７３号
埼玉県鴻巣市下忍3345番地９
破産者　有限会社サンテツ
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０１号
さいたま市岩槻区加倉１丁目31番12号
破産者　プライム有限会社
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
さいたま市桜区大字白鍬656番地12
破産者　有限会社マエタ工業
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８６号
東京都青梅市新町２丁目34番地の11佐久間ビル101
破産者　須藤　文人
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１７号
東京都あきる野市三内43番地１
破産者　安藤　源久
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１８号
東京都あきる野市三内43番地１
破産者　安藤　節子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部